

第五十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第三十四号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 蔵内 修治君

理事 澁谷 直藏君

理事 松山千恵子君

理事 河野 正君

理事 伊東 正義君

理事 熊谷 義雄君

理事 坂村 吉正君

理事 西岡 武夫君

理事 橋本龍太郎君

理事 栗山 秀君

理事 淡谷 修藏君

理事 滝井 義高君

理事 長谷川 保君

理事 吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君

出席政府委員

厚生事務次官 佐々木義武君

(大臣官房長) 梅本 純正君

(厚生事務官) 伊部 英男君

(年金局長) 網野 智君

(社会保険庁長) 網野 智君

(社会保険部長) 網野 智君

委員外の出席者

大蔵事務官 平井 延郎君

(主計官) 大蔵事務官 廣瀬 駿二君

(理財局長) 大蔵事務官 安中 忠雄君

本日の会議に付した案件

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出 第八四号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六五号)

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

年金の二十五年拠出が見合っており、このため、

は、一般国民の方々に御了承いただけるものと考

えて、かような案を作成した次第でございます。

○淡谷委員 それでは、これははつきり一万円年

金というものを前提として組まれた案であるとい

うふうに考えてよろしいですね。

○伊部政府委員 年金給付といたしまして、二十

年、二十五年の均衡をとるということ、一方に

おきまして、保険料はその後所得の伸び等を勘

案して、これも妥当な引き上げ幅であるというぐ

あいにかえた次第でございます。

○淡谷委員 将来また長い先でございますから、

生活程度も変わってくるだろうし、物価の水準な

ども変わってくると思います。所得もむろん変わ

ると思う。長期にわたるものですから、今後そう

いうふうな変化のあるたびごとに、この給付金額

なりあるいは保険料率というものは上昇するとい

うふうに考えてよろしいのですか、いわばスライ

ド制をとるのだ、これをはつきり確認してよろし

いのですか。

○伊部政府委員 国民年金法第四条におきまし

て「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動

が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため

の調整が加えられるべきものとする」という現行

法がございまして、また今回は、昨年の厚生年金法

の改正に即応いたしました改正案を御審議願って

おる次第でございますが、この趣旨は、ただいま御

指摘のとおり、今後の国民生活の水準の向上に見

合ひまして年金額の改善が行なわれていく、したが

いまして、二十五年後におきまして一万円とい

う貨幣額ではございませんで、今日の国民生活の

面において持っております一万円年金を保障する

という趣旨でございます。一方におきまして、保

険料のほうにつきましても、財政の均衡を保つこ

とができるように、五年ごとに再計算をするとい

う規定が同じく第四条の二項にございまして、した

が、いまして、保険料の額につきましても、国民所得の伸びを勘案しつつ段階的に引き上げていくということになると思います。

○淡谷委員 一体この国民年金の成熟時というものをどの時点で押えておられますか。いまはまだほとんど給付しておりませんが、蓄積する一方ですけれども、成熟する時期は一体いつか。

○伊部政府委員 昭和九十年を成熟時と考えております。

○淡谷委員 昭和九十年という、だいぶ先の話なんです。成熟時における給付の総額をどれくらいに押えておられますか。いまの貨幣価値でよろしい。

○伊部政府委員 給付費でございますか。

○淡谷委員 給付する総額です。

○伊部政府委員 昭和九十年におきまして四千三百八十六億円の見込みでございます。

○淡谷委員 その昭和九十年の成熟時に、保険料の積み立てはどれくらいになる勘定ですか。

○伊部政府委員 五兆六千四百六十六億円の見込みでございます。

○淡谷委員 大臣、いまお聞きのとおり、成熟時における国民年金の給付は四千三百八十六億円、積み立ては五兆円、そうしますと、給付を前提として保険料をきめるならば、ほとんど十倍にもなるこの積み立て金が一体このままですとよろしいかどうか、大臣にお伺いしたい。金利だけでも払えるんじゃないですか、それは。

○鈴木国務大臣 今回の改正によりまして、夫婦一万円年金を実現し、そういう給付を保証するといふためには、保険料としては四百円程度の値上げを必要とするわけでございますが、被保険者の負担能力その他を勘案いたしまして、今回は百円程度の引き上げにとどめたわけでありまして、つまり修正積み立て方式をとっていくことが適当である、このように考えた次第でございます。しかし、これは今後の国民所得あるいは生活水準の向上なり、諸般の事情を勘案して保険料の完全積み立て方式ができるような方向で、五年ごとの再計算期

もあるわけでありまして、やってまいる所存でございますが、いま申し上げましたところの五十年後の積み立て金というのは、完全積み立て方式によって積み立てられた額、また、国としてもそれに對しまして所要の補助金を出しましたその総額であるわけでございます。

○淡谷委員 それはまあわかつているのですがね。ただ、四千三百八十六億円の給付金のために五兆円の積み立てをしなればならない理由が一体どこにあるのか。給付すると、またすぐ次から積み立てられますから、いつでも給付の金と積み立ての金とが開いていくわけですから、この国民年金というものは、別段資金造成のための機関じゃないでしよ。あくまでもこれは国民に年金を与えるというものがたてまえなんです。それを四百円のものをお金にしたいといつても、なお成熟時には十倍の積み立てが残るような方式で正しいかどうかというのが問題です。これじゃ全く、国民年金という名目で資金をつくるといったふうな考えを持つのは当然じゃないかと思うのです。その点はいかがです。

○伊部政府委員 御指摘のように、国民年金は、国民に年金を支給するための制度でございます。決して財政投融資の資金をつくるために積み立てしておるわけはございません。昭和九十年におきましての財政収支の概算を申し上げますと、保険料収入が約一千億、国庫負担が五百七十一億、利子収入が三千一億、これによりまして先ほど申し上げました給付をまかなっていくということになるわけでございます。完全積み立て方式を基本的には維持をいたしております理由は、今後急速に高齢人口が増加をしておりますわけでございます。昭和九十年ごろにおきましては、六十五歳以上人口が二〇〇〇程度の見込みでございます。かような高齢化した国は、実はいまのところこの国にもないでございまして、非常に急速な勢いで高齢化をしていく。そこでなお年金制度につきましても、御指摘のようにまだ成熟いたさない段階でございますので、この世代間の負担の均衡をは

かりますために、やはり基本的には積み立て方式を維持していく。ただ、その過程におきまして、国民の負担能力等を勘案しつつ保険料は段階的に引き上げていく、かような考え方をとおる次第でございます。

○淡谷委員 少し答弁おかしくないですか。年寄りは、何もひょっこり年寄りで生まれるわけじゃないですからね。五十年先の年寄りというのは、やはりいま生きているわけですからね、ある意味では、それによって見通しをつけた給付額があなたのお答弁のとおり四千三百八十六億だといふのでしよ。そのときの積み立てが五兆円だといふのでしよ。なぜ四千三百八十六億の給付をするために五兆円の積み立てを必要とするのかという私の質問なんです。別段これはいまから予測ができない事態じゃない、それがはっきりわかつていないから、あえて五兆円といったような十倍の積み立てをしなればならない理由は、一体どこにあるのかという問題です。

○伊部政府委員 積み立てを行なわれない財政方式は、いわゆる完全賦課式という方法がございまして。ただ、その方法によりまして、昭和九十年におきまして被保険者の負担は非常に大きい額になるわけでございます。つまり四千三百八十六億を二千万人の被保険者で割ることに相なりますので、年間二万円程度の保険料を被保険者に負担していただかなければならない。被保険者一人当たり二万円程度の保険料負担ということになるわけでございます。

○淡谷委員 それは方式を変えた場合でしよ。けれども、この方式でいった場合でも、昭和九十年には大体十倍の積み立てができるのですから、そうしますと、この五兆円の積み立てはもつと下で押えられるように——給付の高が上がっても、保険の料金は上げないという考え方がどうかという問題なんです。それともどうしても十倍の積み立てを必要とするのか。これは大臣からお答えを願つたほうがいい。

○鈴木国務大臣 これは御参考におし上げるので

すが、昭和四十四年の一月に保険料が二百五十円、三百円、こう負担をなすわけでありまして、このままですとあと引き上げないでいったとかりにいたしまして、そして給付を一方において行なっていくということになります。昭和八十年には積み立て金がゼロになる、こういう計算になるのでございまして。これはきわめて端的に、今回の改正にとどめて、今後は保険料の引き上げ等を、あるいは国庫負担の増額等を行なわれない、現在の制度のままで今回の改正の保険料率でいった場合、昭和八十年度には積み立て金は完全に消滅をする、こういうことになるわけでございます。どうしても昭和九十年、百年と恒常化していった場合の給付を確実に保障するためには、やはりその程度の積み立てが必要である、こう考えておるわけでありまして。

○淡谷委員 大臣のいまの御答弁は、保険料は値上げをしないで給付の高を上げるといふ構想ですが、それとも給付の高も上げないで保険料も上げない……そうしますと、この昭和九十年度の四千三百八十六億円の給付に対して、積み立ての五兆円というのはどういう基準になるか。これはいま値上げをしたという場合ですか。いまのままでいくと八十年はゼロになるというのですが、それが突然九十年に五兆円の積み立てができるわけのものじゃない。どうもその点がおかしいじゃないですか。

○伊部政府委員 保険料を段階的に引き上げまして、完全積み立て方式に一定の時期において戻るといふことを前提にいたしての積み立て金の計算でございます。

○淡谷委員 私の聞くのは、その方式のことじゃないのです。いまの改正案に基づいて成熟時における見通しをお聞きしているわけですから。この案に別にかつちのほうで文句をつけないで法律を通してしまつたら、政府の構想に従えば、九十年度には五兆円の積み立て、四千三百八十六億円の給付金になる、こういうのでしよ。そうしますと、政府の構想は、四千三百八十六億円の給付に對し

て五兆円の積み立て金をつくるというのが、この法律改正の趣旨になっているのでしょ。ですから、この法律に従って改正した場合はこうなるのだが、成熟時における十倍の積み立てを何で必要とするのかというのが私の質問の趣旨なんです。大臣、ひとつお答え願いたい。突えれば言うのじゃない、いまのままではいけません。

○伊部政府委員 先ほど九十年年度収支の見込みを申し上げましたが、この四千三百八十六億円の給付金のうち、積み立て金が五兆六千億円で、その利子が三千億円で占めておるわけでござい。したがって、保険料は千億で済む。かりにこの積み立て金がないといたしますと、この利子分だけ保険料は非常に大幅に引き上げなければならぬ、かような数字に相なるわけでござい。ます。

○渋谷委員 わかりました。結局積み立ての利子が給付に見合うために、利子のほうで払えば、この保険料のほうは上げなくとも済むからという構想なんですよ。つまり五兆円というのは、五兆円そのものをくすすのじゃなくて、五兆円から出る利子を見込む、こういうわけなんですよ。そうしますと、結局は、五兆円の積み立ては、利子を見合にした一つの資金造成というふうに考えられるのじゃないですか。

○鈴木国務大臣 渋谷さんのおっしゃるような表現のしかたもあると思うのであります。と同時に、できるだけ保険料の負担、支出を少なくして、この積み立て金の利息等の運用を有利にして、所定の夫婦一万年金の給付を確保する、こういうのがねらいであるわけであり。したがって、その給付のときに必要な資金の用意をすれば、これは給付はできないことではないと思うのでありますけれども、そういう結果とどうしても保険料負担が大きくなる、こういう結果になるわけであり。したがって、長期にわたって、こういうぐあいに保険料を蓄積し、積み立てをしてまいりますことは、最小限度の保険料の負担でできるだけの給付をやっている。その制度

のためにこういうような積み立て方式をとり、その有利な運用によって給付の原資を確保する、こういう考え方になるのであります。

○渋谷委員 結局積み立て金によって金利を給付金に見合った場合は保険料が安くなるのだ、こう理解すべきだと思いますが、この九十年という成熟時を基準にして大体一千億円の保険料で済むというのであれば、この一千億円の保険料をさらに落とすような構想はお持ちかどうか。全く保険料なしに、利子だけでやっていけるか来るのかどうかということが問題です。このままで進んだら積み立てはふえるでしょう。

○伊部政府委員 ただいま九十年の数字的見通しを申し上げたわけであり。積み立て金は、ほぼ五兆六千億前後でその後も推移いたします。この積み立て金によりまして利子収入が三千億程度でござい。ますので、保険料は千億程度でこの給付を行なっていくという仕組みになるわけでござい。ます。

○渋谷委員 そうしますと、現在の改正法というのは、この構想ははずと持っていくということになります。ただし、物価の騰貴の場合は相対的に上がるわけですね。相対的に保険料率も上がるし、給付の高も上がってくる。あくまでもこういう倍率で持っていくという構想ですね。一応わかりました。

そこで聞きたいのです。そうなりますと、この九十年の成熟時に至るまでは、現在の保険料というものはかなり高くなります。高くなりますけれども、どうもそこはつきりしないのです。積み立てが多くなると金利のほうで払えば、漸次保険料率のほうは下がっていくのじゃないですか。積み立てができるに従って金利が出てくるでしょう。金利が出てくるにもかかわらず、同じ保険料率でいけば、ますます積み立てが多くなっていくのじゃないですか。この限度をいつ押えるのですか。

○伊部政府委員 平準保険料の計算にあたりましては、ただいま先生の御指摘のようないろいろな

要素を考えてきめるわけでござい。ます。したがって、平準保険料にいつの時点に戻すかということ、再計算のつど計算をいたしていくわけだ、といたしますが、かりに五十三年に平準保険料に戻すといいたしますと、保険料は四百七十二億の見込みでござい。ます。この四百七十二億をずっと積み立てていくということによりまして、ただいま御指摘のようないろいろな点によりまして、あるいは当該年度の保険料も入ります。それらをまとめまして四千数百億円の給付を行なっていく、こういう仕組みでござい。ます。

○渋谷委員 大臣、これは積み立てがふえるに従って保険料率が下がるのだ、こう理解してよろしいですか。

○鈴木国務大臣 それは計数的に出さなければいかぬわけであり。ますけれども、私は、ある程度の積み立て金の額に達すれば、自後は保険料を上げる等の必要はなくなり、一定の保険料水準でもって今後はこの制度を運用していく。そういう所定の必要な積み立て金の額が確保されるまでは、やはり保険料は負担能力に応じて持っていく。ただかなければいかぬ、こう思いますが、いまの平準化する段階までまいりますれば、保険料はそれ以上は上げる必要はなくなる、というぐあいに考えていたのだと思ひ。ます。

○渋谷委員 その年度を大体何年くらいに押えておられますか、構想はできておると思ひ。ます。

○伊部政府委員 今後の所得の推移等を勘案いたしまして定めていなければならぬのでござい。ますが、現時点におきまして考えてみますと、昭和五十三年におきまして四百七十二億で平準保険料に到達いたします。したがって、かりにそれより前に四百七十二億なりあるいは五百億という保険料を納入するという体制をとれば、御指摘のようになりその後の保険料はかえって下がるということになるわけでござい。ます。

○渋谷委員 これは積み立て金の、しかも利子の多寡によって相当影響があると思ひ。ます。念のために伺っておきたいのですが、現在で国民年金

はどれくらい積み立てられておりますか。

○伊部政府委員 昭和四十一年度末におきまして、二千五百七十三億の見込みであります。

○渋谷委員 厚生年金なんかに比べますと、ずっと早い率で積み立てができていますね。さらにこの積み立てが、未加入者の分も入ったから、かなり変わってくるのじゃないですか。現在の加入率は、強制加入のほうでどれくらいになってい。ますか。

○網野政府委員 適用率は、昭和四十一年十一月現在で九七％になっており。まして、前年同期は九五％になっております。

○渋谷委員 それでは、未加入者数はわずか五％しかないと理解してよろしいのですか。加入すべき者が加入していない率を聞いています。加入すべき者についての調査をいろいろやっておるわけであり。ます。その調査をやりまして適用した者が九七％、したがって、三％が加入すべき者であって加入しておらない、というぐあいに。な。りますか。

○渋谷委員 町村で調査しておるのですか。都会地はどうか。

○網野政府委員 市町村でござい。ます。

○渋谷委員 未加入者はわずか三％と見てよろしいのですか。だいたい改善されましたね。

もう一つお聞きしたいのですが、この積み立てされております二千五百七十三億、これは大体資金運用部資金に繰り入れられておると思ひ。ます。が、いかがでござい。ますか。

○伊部政府委員 資金運用部資金に預託されておるわけでござい。ます。

○渋谷委員 厚生省は、この積み立ての流用方法について何か意見があるんじゃないですか。どうせ国民年金を集めるのは財政投融資のために集めるのじゃないんだから、何かこの事業にふさわしい方面に投資したいという考え方が厚生省にはあるんじゃないんですか。

○伊部政府委員 この積み立て金のうち二五％

は、いわゆる還元融資といったしまして、福祉施設あるいは環境衛生施設等の財源に充てられておるわけでございます。なお、七五％につきましては、用途別分類表の作成が行なわれまして、これらの使途の基本的な方針につきましては、両省間で打ち合わせが行なわれておるのでございますが、この資金運用部資金の今後の運用につきましては、各種審議会におきまして、自主運用すべきである、あるいは特別勘定を設けるべきであるという御意見をいただいておりますのでございまして、これに基づきまして、ただいま資金運用審議会におきまして御検討いただいておりますという段階でございます。

○淡谷委員 厚生年金保険と国民年金の両方の積み立てを合算しまして幾らありますか。

○伊部政府委員 本年度、両方合わせまして約四千六百億円の見込みでございます。

○淡谷委員 国民年金の成熟時と押えました昭和九十年の場合の見込みはどうなりますか。

○伊部政府委員 昭和九十年におきまして、厚生年金の積み立て金は三十四兆一千七百七十八億円の見込みでございます。

○淡谷委員 三十四兆も積み立て金ができるのですが、これはやはり全部金利が見込まれての積み立て金ですか。

○伊部政府委員 予定では五分五厘で見込んでおるわけでございます。

○淡谷委員 これは、財政投融資としては非常に大きな力になるわけでございますが、さきさき問題があるだろうと思っております。大蔵省は、一体この膨大な積み立て金が日本の財政に及ぼす影響をどんなふうにお考えになっておられますか。つまり、日本の税金によつての財政の基礎が、各種積み立て金によつてまかなわれるという事態も出てくると思う。これが一般財政に及ぼす影響はどうなるか。

○広瀬説明員 昭和九十年というお話でございますが、九十年の先までの財政の見通しというよりなことは、いまのところ私のほうは計数的なもの

を持つておりません。ただ、資金運用部資金といひまして、ただいまの厚生年金の積み立て金が漸次増加する、それと同時に、やはり国民経済の成長とともに郵便貯金等のそのほかの原資も増加していくというふうにお考えになっておられるのか。これはかなり広範な人たちが強制的に加入させられておる厚生年金なんです。いわば税金の一種なんです。それが、目的は老齢年金を受けるということもあるのですが、その老齢年金を自分たちが積み立てたもので払われないで、それを資金として利息だけでまかなつていくという構想、もしくは安い保険料率でまかなつていくという構想、これが一体提出する人たちの納得のいくような考え方でございましょうか。

○鈴木国務大臣 これは厚年の場合でも国年の場合でも、被保険者から保険料を積み立てていただいて、つまりお預かりしてこれに対して国も補助を出すわけでありまして、いずれにしても被保険者を中心にして蓄積された資金でございまして、まず第一は、安全にその運用がなされなければならぬ、第二点は、できるだけ有利にこれが運用されることが望ましい、第三には、この資金の性質上、国民福祉の向上に沿うように、寄与するよう運用されなければならぬ、こういう要請がある、こう私は思ふわけでございます。国民福祉の向上に寄与するよう運用すること、できるだけ高い有利な利回り運用すること、これは、往々にしてこれは合致しない場合があるわけでございます。そこで、私どもは、いろいろの考へ方があると思ひますが、現在の段階といたしましては、資金運用部の最高の利率である六分五厘、この利率を適用いたしまして、しかも毎年増加する二五％につきましては、これを厚生省が社会福祉を中心とし、国民の生活の向上、社会福祉に寄

与するよう直接運用いたしております。その他の七五％につきましては、先ほど申し上げましたように、国民全体のためにこれが寄与するよう、国民生活の向上あるいはわれわれの社会生活をやってまいります上においてこれが生活の福祉の向上に寄与するよう、厚生大臣、大蔵大臣が十分話し合いをいたしまして運用していく、こういう考えでございます。

○淡谷委員 局長、さっきお答えがありました昭和九十年年度の積み立て総額は、両方合算して幾らと言いましたか。

○伊部政府委員 概算でございますが、三十九兆七千億程度かと思ひます。

○淡谷委員 大蔵省に伺ひたいのですが、あなただけのほうには長期の構想がないといひますか、すでに発足して、いままた法律改正されようといううようなこの両保険の積み立てが、昭和九十年には三十九兆七千億、大体四十兆、こういう構想も厚生省からは出ているのですか。この四十兆という積み立ては急にあらわれるのではなくて、五年ごとに積み上げていって上つていくのです。

大蔵省の財政投融資計画には、あらかじめこういう積み立て金が当てにされているのか、されていなかというところが問題なんです。あくまでも、国の財政は、積み立て金を見込んでの財政計画になつておるのかどうか。

○広瀬説明員 現在の財政投融資計画といたしまして、資金運用部資金がその大宗でございますけれども、しかし資金運用部資金だけでは足りませんので、民間資金の導入、活用ということをかなり大幅にやつておまして、本年度などはそれに依存する度合いがかなり多くなつたような状況でございます。少なくともここ数年の間は、そんなような状況が続くのではないかと思つております。昭和九十年という五十年も先のことになりまして、これはどういふふうにお考えなのか、正直に申しまして、ちょっと私ではお答えしがたい点だと思ひます。ただ、当てにしているかというお話、これは計画的に財政計画を五十年先の昭和九十年まで

ある姿を描きまして、そのときに、そのときの原資をこれこれというふうにしてにしようというふうな意味の当てにするという意味合いでございます。それ、そういった計画は現在のところ持ち合わせておりません。しかしながら、財政投融資計画といふものは、あくまで原資を一般会計、特別会計等一般財政の補足的な意味で最大限に活用して、国家資金として活用するといふ意味では、これが見合つて運用されるということとは間違いない事実だといふふうにお考えます。お答えになっているかどうか、非常に不安でございまして……。

○淡谷委員 それじゃ、大蔵省の財政計画といふものは、大体向こう何年くらいを見通してお立てになつておるのか。厚生省は非常に遠大な計画を立てまして、昭和九十年を成熟時とする国民年金の積み立て金をやつておるのです。これはやはり同じ役所ですから、一つの省がそこまで見通しておるのに、大蔵省が一体どこまで見通しておるかという問題です。

○平井説明員 先ほどの、厚生年金なりあるいは国民年金について九十年までの見通しがあるのです、それに見合つて財政計画ではどの程度考えておるかという御質問だろつと思ひますが、問題の性質が若干違ふだろうと私も考へております。保険の場合でありますと、こういう社会保険につきましては非常に長い目で見た計算を保険数値上やつておるわけでありまして、その出てきた答えが昭和九十年度においてこのようになつてくる、こういうものでございまして、いわばその運用計画を全部裏づけつてくれるというふうな性質のものでもあつておると思ひます。そこで、財政のほうでございまして、新たに四十一年度に公債を発行する、いわば公債をかかえた財政という形で今後どのようなことが考えられるかという問題でございまして、御承知のように、ただいま中期五カ年計画の改定作業といふものも行なわれておまして、国民経済の見通しその他につきましても現在政府部内でいろいろ検討中でございます。したがひまして、そういうものというはらをなしま

○広瀬説明員 ただいま厚生大臣からお答えがありましたように、これらの資金は資金運用部に統一的に管理されております。確実有利で、しかも公共の利益の増進に寄与するという形で運用され

きないかもしれません、三%の未加入者の実数は幾らですか。

○網野政府委員　三%に当たりますおよそ三十万が残っており、こゝういふぐあいに考えております。

○鈴木国務大臣 御指摘のように、そういう加入適用促進の組織もつくっていただいております。農協でありますとか、いろいろな団体等にもお願いをして御協力を願っております。また、農村におきま

○鈴木國務大臣 国民年金の適用率が上昇していく、そのことは、一つは、やはり国民年金制度に対する理解というものが、国民各層に十分浸透していくことが必要である。それからさらに、



いま漢谷さんも言われたように、国民年金制度というものが魅力のあるものでなくちゃいかぬというところ、私は重要な要素であると思うのであります。そういう意味合いで、今回大幅な給付の引き上げをやった。これはやはり老後において、これで全部生活ができると思いませんけれども、相当のよりどころになる、こういう魅力、そういう給付の改善というものが、私は、この制度に對する国民の皆さんの今後の受けとめ方が違ってくるのではないかと、こう思うわけでございます。一時国民年金制度を始めました当時におきましては相当批判がございました。

〔委員長退席、漢谷委員長代理着席〕

批判があったのでありますけれども、最近になりまして、過去において批判的に進んで加入をしなかったという人たちが、この際過去の保険料まで払うから加入をさかのぼってするようにしてくれ、こういう動き等も出てきておる、これは事実でございますが、そういういふうちにやはり制度がだんだん改善されていって、ほんとうに国民の所得保障としての魅力のあるものになっていくということが基本的に必要である。先ほど漢谷さんは、貯金ではないか、金利目当ての給付ではないか、こういうことでありますが、これに對しましては、各種年金制度のうちでも一番高率の三分の一の国庫補助もやっておるものであります、私は、単なる金利によつて給付をやっているんだ、こういういふには理解はいたしておりません。両々相まって、最小限度の保険料でできるだけの給付をやるように今後とも努力していきたい、こう思うわけであります。

○漢谷委員 これは、国の補助は三分の一ですか、二分の一じゃなかったですかね。

○伊部政府委員 保険料の二分の一でございます。したがって、給付総額では三分の一ということになります。

○漢谷委員 私のお聞きしたいのは、純粹に政府の補助がついた貯金というふうに受けとめていいかどうかというのが問題です。成熟時における金

利の負担が非常に大きいですね。保険料は一千億で、金利は三千億なんです。三倍の利子の、高率になるわけですね。したがって、純粹にこれは貯金とは言えませんが、貯金的な要素が非常に強いんじゃないですか。その点はどうですか。

○鈴木国務大臣 それは率直に認めていいと私は思ふのです。

○漢谷委員 この貯金的なものが非常に強くなつてくれば、金利がものを言います。一体大蔵省は、この国民年金並びに厚生年金の積み立て金を一元的な融資として受けとめるのか、あるいは目的のある融資として受けとめるのか、どうなんです。一般的に財政投融資の中に組み込むのか、何か特別な目的を設定してこれは組み込むのかという問題なんです。どちらですか。

○広瀬説明員 大蔵省といたしまして、厚生年金、国民年金等々がそれぞれ強制貯蓄的なものであり、非常に零細な国民負担を集めたものであるという、それぞれの原資の性格につきましては十分わかつておるつもりでございますが、これを運用するにあたりましては、ほかのいろいろな資金、郵便貯金等の資金と一緒に資金運用部において統合することによって、資金の効率ある運用もできるといふふうに考えております。

○漢谷委員 これは郵便貯金とは違っていると思ふのです。郵便貯金は自由貯金ですからいいですが、これは半ば税金みたいな取り立てる貯金なんです。それを投融資にふち込んだ場合、これは国民年金の分、これは厚生年金の分、これは郵便貯金というふうに、大蔵省のいまのやり方では区分けができますか。

○広瀬説明員 国庫資金の統一的な運用の原則というのがございます。そういう意味で運用部ができております。したがって、それらを一つ一つ原資の種類に従ひまして区分して経理するといふことは不可能でございます。

○漢谷委員 あくまでも一元的にこれは投融資の中に組み込んでおる。厚生大臣、それでいいです

か。一般の予算のワックから厚生予算をとるといふ点においてはそれは十分影響があるでしょうが、大蔵省は、はつきり一元の投融資をやると言うのですが、厚生省の意思は、厚生年金のときからそうじゃなかったでしょう。これは非常に膨大な積み立て金ができるわけですから、このままでも推移してよろしいかどうかというのが問題です。

○鈴木国務大臣 この積み立て金の運用につきましては、先ほど来申し上げましたように、制度が強制加入になっており、零細な被保険者の保険料の蓄積でございますから、できるだけこれを社会福祉の向上、また国民生活の向上に寄与するように運用をすべきものだ、このように考えておるものであります。これらの厚生年金なり国民年金の積み立て金につきましては、融資別、使途別の明細表というものをつくりまして、そして明確にこれが、いま申し上げたような趣旨に沿つた運用をしなければいけない。このように私も配慮をいたしておるのであります。そういういふ意味合いからいって、基幹産業でありますとか、あるいは輸出向けの資金というよりなことは使われておりません。住宅でありますとか産業の面におきましては、中小企業三公庫等を通じて、中小企業の振興等に、あるいは近代化等に使われておるのであります。ただ資金運用部にふち込んで、あとはどうでもいいのだ、そういういふ考え方方は私も持つておらないのであります。できるだけ、先ほど来申し上げるような国民の福祉、国民生活の向上に寄与するようにこれが運用されるように、そういう融資別明細表というものをつくつて、その趣旨をはつきりしていきたい。また、今後におきまして、特別勘定を設定するといふ方向で政府部内でも意見の調整をはかつており、資金運用審議会等にも御意見を求めておる、こういうことで、大体漢谷さんのおっしゃるような方向で私も努力をしておる次第であります。

○漢谷委員 大蔵省にお伺いしたいのですが、財政投融資の使途別の機関の調べをここにいたしたいのですが、この中にいろいろな融資の使途

があるようですが、金利の種類はどれくらいになつておりますか。高いのと低いのとあるでしょう。何種類くらいあるのですか。

○広瀬説明員 運用部から各機関に出します貸し付けの金利は六分五厘でございます。ただ機関によりまして、たとえば地下鉄でございますか、これは七分で出ております。しかし、これはきわめて例外的で、ほとんどが六分五厘であります。

○漢谷委員 この使途別の中には、たとえば道路とか厚生とか、いわゆる公共施設に役立つような機関もあるようです。一方、純然たる基幹産業のものもあります。公共的な事業の機関にも、営利的な機関にも、同じく六分五厘で貸し付けするといふ実態なんです。

○広瀬説明員 資金運用部から貸し付ける対象は、運用部資金法によつて定められておまして、国債、地方債、それから政府関係機関、これは予算について国会の議決を経る機関あるいは特殊法人というふうなものに限られておまして、営利機関には貸しておりません。

○漢谷委員 そうおっしゃいますけれども、開発銀行の融資はどこへいっていますか。あなたのほうから開発銀行へやるのでしょ、その開発銀行は大体どこへ貸し付けていますか、おわかりですか。

○広瀬説明員 私がいま申し上げましたのは、運用部から開発銀行という政府機関に貸されるという意味で、開発銀行自体が営利機関でないといふ意味で、開発銀行からさらに貸されるものにつきましては、これは企業に……

○漢谷委員 そこに財政投融資というものの危険性があるのです。これは開発銀行はそうですが、輸出入銀行なんかにもある。やはり基幹産業といつても、産業である限りは、これは営利機関が使われないわけではないのです。それだけに、積み立て金とか零細な貯金というものは、一元的にただふち込むというだけではこの目的が達成されないじゃないかという私の主張なんです。それで、たとえばいまの国民年金が財政投融資に入った場合に、国民年金のほうに払う利子というものはあるのです

か。どれくらいですか。

○広瀬説明員 六分五厘でございます。

○淡谷委員 六分五厘の金利を払って六分五厘で融資をするということになるのです。

○広瀬説明員 原則は……。

○淡谷委員 原則が破られておる場合はありませんか。

○広瀬説明員 預託金は、先ほど申し上げましたように、原則七年以上のものは六分五厘ということになっておりますが、期間の別によりまして、もっと低い金利のものもあるわけでございます。

ですから、原則に対する例外というわけではございません。期間の差別によつて、そういう短い資金は金利が低くなる、こういうふうになっております。それから貸し付けのほうは、先ほど申し上げましたように、ほとんどのものが六分五厘で出ておりますが、ものによりまして——先ほど申し上げましたのは地下鉄でございますが、これは七分で出ております。

それから先ほど先生お尋ねの中で、開発銀行がさらに営利企業に貸している点についてどうだという御指摘があったのでございますが、これは開発銀行法に、たしか経済の発展に寄与する企業について貸すというふうに書いてあるかと思いましたが、いずれにしても電力とか石炭とか、国家的に見て重要な企業、そういうものに貸すというたてまえを維持しております。一般のどの機関につきましても貸し得るといふものではございません。

それからもう一つ、お手元についておる使途別分類表によりまして、先ほど大臣も御指摘になりましたけれども、年金資金等は、開発銀行及び輸出入銀行等の基幹産業等には回っていないということになっております。

○淡谷委員 回っていないと言つたつて、一元的にこの財政資金の中に繰り込まれるならば、金にしろはついていないでしよう。一方のワクを締めれば、一方のワクはふくれるでしよう。それが一元の投融資の形じゃないですか。この金は国民年金の金、この金は厚生年金の金と、区別ができませんか。全般的に繰り込んで、何でつけるのですか。ワクだけの話じゃないですか。そうすると、一元的な使途じゃないのです。差別しているのではありません。すでにこういうふうな基幹産業には繰り込まないということになってくれば、さつき厚生大臣の言つたように、一種の目的が合ったほうへの投融資ということになるのじゃないですか。一元的に無差別にやるならば、これはもう差別する必要はないと思ふ。それはどうなんでしょう、あなたのおっしゃる一元的な投融資というの。

○広瀬説明員 資金として国に入りますと、これは御指摘のように、金に色はございませんから、これを一元的に統一的に管理、運用する、それによりまして資金の効率を高めるといふことになるわけでございますが、しかし、それぞれ預けられる原資のほうの性格からいいますと、これは厚生大臣が御指摘になりましたように、年金資金というものとそれから郵便貯金というものと、これはおのずから区別がある。したがつて、年金資金の運用につきましては、それに見合う運用計画というものを計画上立てるわけでありまして、見合わないものにつぎまして、開発銀行なりあるいは輸出入銀行なりに充てる資金は期待しないというふうになっております。そういうふうにして財政投融資計画を作成し、そうしてそういうふうにして実行しているということでございます。

○淡谷委員 大体ワクを限定することになりましようけれども、そうすると、さっきのあなたの御説明と食い違ふんだな。つまり、この財政投融資による貸し付け先は、営利企業を含まないという御答弁なんです。何を、営利企業を含まないで、みな国策に資するようなものに対して差別する必要があるんですか。いわんや基幹産業、輸出振興というものを除外した理由は、これは営利的な仕事だという意味じゃないのですから、これは全部公共的な意味を持つものならば差別する必要はないと思ふ。

○広瀬説明員 全部公共的なものを対象にしたいわけでも、さつき先生も、年金資金の性格ができるだけそれに縁の近いものというふうなお考えで、これは厚生省当局から非常に強く、基幹産業あるいは輸出産業というものはわれわれの資金が回らないような経理のしかたをしてもらいたいというふうなお話がございまして、そういうふうな計画を立てておるわけでございます。

○淡谷委員 そうしますと、結局一元的な投融資というんじやなくて、厚生大臣の言つたとおり、これは選別投融資をするんだということになります。ね、明らかに選別してあるんでしよう。ただ、これは一つの政府のやる仕事ですから、各省ごに方針が違ふわけでもないのだから、明らかにこれは厚生大臣のほうに軍配が上がつてゐるんじやないですか、実際においては。選別してゐるんでしよう、はつきり。

○広瀬説明員 何かどうも私の答弁のしかたがへたなかもしれませんが、資金としては、これは運用部が統一的に運用してゐるわけだということだと思ひます。ただ、その中にいろいろな性格のものがあつて、それからそれぞれ政策目的もありまして、国民年金の場合は、特に零細な資金の拠出者である営業者、農民等々の方々がこの制度について十分な理解を示し得るよう、また協力的な態度を持ち得るよう、先ほど先生もおっしゃつたような魅力ある制度ということを考えられまして、厚生省よりそういう強い御要望があるということでございます。

○淡谷委員 それでは、ひとつ大蔵省から資料をお出し願ひたいのですが、基幹産業の中の開発銀行と輸出入銀行の現在におけるおまなる貸し出し先、利率、これを出していただきたいと思ふ。これはまさか、開発銀行と輸出入銀行という形でやつて、あとは知らぬというのではないでしようね、大蔵省は。この実態はおわかりだらうと思ひます。それから、この基幹産業と輸出振興の資金の、むしろ機関から貸し出している先の資料をほしいのです、利率と。ひとつこの資料をお願いいたします。

【淡谷委員長代理退席、委員長着席】

○淡谷委員 休前に大蔵省へお願いしました資料ができていましたら、いただきたいと思ひます。——いま配付になりましたこの資料を見ますと、日本開発銀行の關係で地域開発が入つてゐますね。それが、先般配付された資料と比べてみますと、ちよつと合はぬところがあるのですが、この基幹産業の中で、開発銀行は地域開発を除くとしてあります。そうしておいて、この中には地域開発が九百三十億入つてゐる。この關係はどうなつておりますか。

○広瀬説明員 使途別分類表では、地域開発は、こ

ておきます。できれば午後の質問のときまでに間に合はしていただきたいと思ひます。

○広瀬説明員 これは私のほうで全部貸し出し先まで管理してゐるわけではございませんので、開発銀行なり輸出入銀行に對しまして融資先の分類を求めるということになります。業種別の、大きな石炭に幾ら、電力に幾ら、海運に幾らというふうな分類は私もできませんが、それから先は非常に小さい——小さいというか、非常に多数の会社にわたつてまいりますので、調製はいたしますが、午後にはちよつと間に合はぬかと思ひます。

○淡谷委員 大きいところだけでいいです。

○田中委員長 午後一時三十分まで休憩いたします。

正午休憩

午後三時三十分開議

○田中委員長 休前に引き続き會議を開きます。

まず申し上げますが、政府委員、説明員、それぞれ所定の時間におくれないうちに出席をしていただきたいと思ひます。本日、各政府委員、説明員の出席は定刻を過ぎて、きわめておそくなりましてはなほ遺憾に存じますから、今後さうなことのないうちに、ひとつ特段の御注意をお願いいたします。

質疑を続けます。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 休前に大蔵省へお願いしました資料ができていましたら、いただきたいと思ひます。——いま配付になりましたこの資料を見ますと、日本開発銀行の關係で地域開発が入つてゐますね。それが、先般配付された資料と比べてみますと、ちよつと合はぬところがあるのですが、この基幹産業の中で、開発銀行は地域開発を除くとしてあります。そうしておいて、この中には地域開発が九百三十億入つてゐる。この關係はどうなつておりますか。

○広瀬説明員 使途別分類表では、地域開発は、こ

の開發銀行の融資の中から除きまして、カッコの十番目の地域開發のワクの中に入れる。これは北東金融公庫の地域開發融資と同じ性質のものでございまして、それらのほうに分類してございませうが、使途別分類表のやり方でございませう。ただいま差し上げました資料は、日本開發銀行全体の貸し付け残高を至急に調べて持ってきてまいりましたのでございませう。

○廣瀬委員 そういたしますと、地域開發は、日本開發銀行の中から除くのがほんとうでしやう。そして利率は、開發關係のは八分四厘です。さつきは八分なんという利率は出なかつたのでございませう。これは最高です。

○廣瀬委員 御説明申し上げます。

開發銀行に対して運用部からいくのは六分五厘でまいります。それから融資する基準金利は、ここにありますように八分四厘が基準金利であります。ただ、ここに電力、石炭あるいは硫黄の六分五厘、それから特定機械七分五厘、これはいずれも特別という特別に安い金利にしておりますが、この特別の六分五厘が非常にたくさんございまして、基準のほうにウエイトとしては少なくなつておるのが現状でございませう。

○廣瀬委員 特別のほうが多くて普通のが少ないというわけですね、それはおかしいわけですがね。もう一つ、日本輸出銀行の中の輸出の部ですが、四千四百四十二億というのは大體造船事業でしやう。

○廣瀬委員 輸出關係では、船舶の輸出が非常に多くなつておりますけれども、一般プラントの輸出もかなりございませう。したがつて、ちよつとこの金額の内訳まで存じませんが、半々くらい。これは四年度の十二月の残高でございませうけれども、たしか本年度の四十一年度の計画としましては二千三百三十億の融資を計画しております。輸出が千八百三十七億、そのうち船舶が千三十一億、したがつて一般プラントがあと八百六億、半々よりもちよつと多いのであります。

○廣瀬委員 しかもこの金利は年四分から七分に

なつていますね。そうしますと、開發などは八分で借りて、造船会社、プラント輸出などは四分まで下げられる、こういう財政投融資の非常に問題点があるのです。こういうふうな明らかに企業開發という名前の當利率仕の融資に、零細な保険料を集めたものがだいたい使われるということについては気がひけるでしやうから、分けたんじやないですか。

○廣瀬委員 いえ、そうじやありません。

○廣瀬委員 それじや聞きますが、どうして基幹産業、この部分だけは年金の積み立て金から融資をしないという構想が成り立つのですか。

○廣瀬委員 輸出の金利が非常に安く、年四分というふうな率を用いますのは、これは輸出振興という見地からいたすわけではございませう、世界各國非常に輸出には力を入れて、非常に低金利で輸出競争が行なわれております。日本としましては、こういう輸出銀行という金融機關を通して、年四分くらいの金利の安い資金を貸して、これによつて輸出振興をやつていこうということにございませう。これを四分にするためには、資金運用部からの資金は六分五厘でまいりますから、それを一般會計からの出資あるいは産業投資特別會計からの出資という形で、つまり無利子の金で薄めるわけにございませう。そういうことによりまして年四分という形をとるわけにございませう。

それから、輸出銀行あるいは船舶等大企業に對する融資という点で気がひけたのではないかと、いろいろ話でございませうが、これはいま申し上げましたように輸出産業、あるいは開發銀行のほうでございませうけれども、海運といふのがございまして、船に關しましては、これは日本の海運業の助成といふことのために、造船資金として非常に多く出るわけにございませう。これらはいずれも、非常に多くの中小企業の関連産業を持つておるわけにございまして、御承知のように造船所等のある町は、もう町ぐるみそれに依存するといふような關係もございませう。したがつて、そのこと自体も非常に重要な施策ではありますけれども、さら

に中小企業あるいはそれらに従業される方々の福祉といふようなものも大きく関連するわけにございまして、そういう意味では、こういう企業に對して融資する日本開發銀行なり日本輸出銀行といふものに、年金資金が回つてはならないといふことにはならないと私は思ひます。が、これは一方、国民年金あるいは厚生年金が、資金の性格から見まして、できるだけ拠出者の理解に便利な、また非常に關係のより密接なところと、むしろこういうものははずしておいたほうがいいのじやないかという厚生省の御見解に基づきまして、私も、これはそのとおりに従つたといふ關係でございませう。

○廣瀬委員 いまの御答弁ですが、中小企業と関連があるといふのは船舶プラントだけじやないでしやう。他の産業もそれぞれに、みな中小企業に關係があります。それから、輸出が非常に重大で、地域開發は倍の利息を払うのです、重大じやないという論理もこれは合わないと思ひます。これは直接この問題とは關係がございませうから、いづかの機会にまた質問をいたしますけれども、いまこの財政投融資といふのは、こういう意味では國民から非常に問題点が投げかけられておる融資です。これに對して、この零細な資金を使うといふことについては、いまお話しのように厚生省の意向もだいたい確められたと申しますけれども、結局同じじやないですか。全体のワクに見るわけにしよう。一たん受け入れた資金といふものは、一たんこれは全般的に融資のワクの中に入つてしまふ。ですから、これをもしも他の産業——地域開發なり電力なり硫黄なりに回しませんと、そつちのほうに資金がとられますから、結局この基幹産業のほうがお留守になる。その資金が別な方向に回る。同じワクに入つてしまふと、こつちを押せば結局同じじやないですか。片方に使つて、片方は余りますからそつちに戻りますし、右のほうのワクで融資しようが、左のほうのワクで融資しようが、本来一つの袋に入つたものでございませう、これはどつちに使おうと、一元的な受け入れをやつ

たならば、これはほとんど關係ないと思ひます。そうじやないですか。何億はこれは国民年金のもの、何億は厚生年金のもの、はつきり分けて受け入れておるわけじやないでしやう。そうしますと、結局これは一つの袋へ入つちやう。悪く言へばどんぶりの中に入つちやう。分けてあつちへ回してもこつちへ回しても、財政投融資としては結局同じになつちやう、そう思われるのですが、これはいかがでしやう。

○廣瀬委員 資金運用部資金法の十二条でございませうが、使途別分類表をつくるという規定がございまして、これはまず資金運用計画につきまして資金運用審議会にかけなければならぬ、それを第二項で受けまして、その計画について使途別に分類して、年金資金とそれから郵便貯金と二つに分けて、そしてその計画を審議会にかけなければならぬといふことになつておるわけにございまして、計画上年金資金これこれのワクにつきまして、こういうふうな充てるといふ計画をつくるわけにございませう。それらは計画として一応引き当てられるわけにございませうが、お金自身には色はないわけですから、したがつて、基幹産業に充てられる何がお金といふものは、これはこつちの年金資金側から回つてきたのか、あるいは郵便貯金から回したのかわからぬじやないかといふお話でございませうが、全体の計画としましては、年金資金の金は全体でこれこれだから、それについてはこれとこれに引き当てるという計画を作成するわけにございまして、その全体の数字から言ひまして、年金資金が基幹産業に回つたといふことは必ずしもならないじやないか。しかし、非常にたつきりさせるためには、先生おっしゃるとおり、たとえば勘定を全然別にしてやらなければだめじやないかといふことは、おっしゃるような論理はあると思ひます。

○廣瀬委員 これは、どつちかに回していいか悪いかという議論はまだありませうけれども、私は、この形では一元的に投融資をしても特定な形で



あつても、大局においては変わりがないと思うのです。

そこで、厚生省にお伺いしたいのですが、九十年年度において三千億円というばく大なものが給付金の中に入つておる。これは利子です。そうしますと、この資金の運用としては、金利の高いほうがいいじゃないですか。運用面ではいかがですか。

○伊部政府委員 積み立て金の運用につきましては、大臣の御答弁にもございましたように、確實有利に運用すること、同時に、この運用の方法が国民生活の向上に寄与することという、この二つが大きな眼目でございまして、したがって、年金財政の立場からいへば、金利が高いほうが有利であることは当然であります。

○淡谷委員 そうなりますと、六分五厘というのは特別だと言つていましたね。一般は六分五厘じゃないわけですね。

○広瀬説明員 運用部資金から一般の各機関に出ます大体の金利は、法律上きまつてゐる規定では七年以上六分になりまして、それを附則で受けまして、当分の間金融情勢等を勘案してさらに五厘つけるとか——したがって、六分五厘というものが大体であります。で、先ほど八分四厘のことをおっしゃったかとも存じますが、それは、開発銀行なりその他運用部から資金を受けた機関が、さらに末端に貸すときに用いられる金利でございまして、八分というのには非常に高いという御印象があつたようでございますが、これは市中の長期金利と合致しております。

○淡谷委員 金利のほうはそれでもた機会を見ますけれども、厚生省のほうに伺いたいのは、そういうような話で、投融資を一元的に受けた場合には、目的のある融資というのには非常にむずかしいのです。そこで、還元融資が当然出てくると思ふのですが、二五％なんて言わずに、もっと広い幅で還元融資をすることが望ましいか望ましくないか、大臣に御答弁願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 二五％、これは直接社会福祉なり国民生活の環境整備でありますとか、そういう

国民の福祉に寄与する面にこれを還元融資をする、こういうことで、きわめてその点が明確である、

こう思ふのであります。その他の七五％につきましては、午前中にも申し上げましたように、国民生活の安定向上に寄与するように、そういう角度でその融資をやつてまいらる。これはすでに淡谷さん御承知のことだと思ふのであります。国民生活の安定向上に直接役立ちますところの住宅、生活環境整備、これは上下水道等、それから厚生福祉施設、病院でありますとか福祉施設、それから文教施設、中小企業、農林漁業等に重点を置いておるのであります。これが大体三十九年度に

は全体の七九％に向けられております。還元融資の二五％をも含めまして全体の七九％、約八〇％に近いものが、いま申し上げたところに融資をされております。それから道路、運輸通信、国土保全、地域開発という面に、これも直接、間接国民生活の向上に寄与するわけではございませんけれども、まあ間接的な寄与と見れば見られないこともないと思ふのであります。そういう面に二〇％、きわめて直接的に寄与する面に八〇％、こういう配慮をいたしましてこの資金の運用に当たつておるのであります。

○淡谷委員 しかし、国民年金というのは、資金蓄積が直接目的ではないわけですね、結果的には利息が出てくるだらうけれども、その点が、どうも資金集めのためにこういう制度が出たのか、あるいはこの制度のほうから先で、そういうことが結果的にあらわれたのか、この考え方は非常に不明瞭なんです。道路とか住宅とか、特に文教施設、農林漁業などというものは、国民年金があらうとなかろうと、国がどうしてもやらなければならぬ仕事なんです。その財源をまかなうために国民年金というものを初めから予定しておつたのでは、私は真意がはなはだ疑わしいと思ふ。これは国民年金から生じた当然の結果として、結果的に関係のある仕事にやるといふならば、これはやはり還元融資をしてもいいと思ふ。一般の財政の原資として使わないで、やはり国民年金の持つ

ております目的にふさわしいものに還元融資をするというほうが非常にふさわしいと思ひます。

○廣瀬説明員 この還元融資の二五％という比率は、三十六年度でございますが、御案内のように国民年金制度の発足いたしましたときに、厚生年金制度と一緒にいろいろ問題がございました。従来一五％であるのを二五％に上げたのでございます。それは、この運用部に入りまして原資は統一的に運用する、それにつきましては、財政につきましての万般の需要があるわけでございます。本年度の財政投融資計画では二兆二百七十億という数字になつておるわけでありまして、これに對する要求は三兆二千億ばかりあつたわけでありまして、これらにつきまして、最も適当なバランスをとつて査定をいたして交渉の上、最後に閣議でございまして、そういうバランスからいたしまして、二五％をこれ以上ふやすということとは、やはり相当問題が起つてきはないかというふう

に考へております。

○淡谷委員 これは従来きまつたことかといへば困るでしようけれども、国民がこの年金の積み立てをやつて実際に恩恵を受けるのは二十年先、三十年先、五十年先といふうちに、はるかなるかなたです。やはり直接恩恵を受けておりますのは国の財政ですね。これはもう、いわゆる何兆という金ができるのですから、国民が恩恵を受ける前に、国の財政が非常な恩恵を受けるという結果になります。どうですか、その点は。

○廣瀬説明員 ただいまおっしゃいましたように、国民が恩恵を受けるのは数十年前の先であつて、直接受けてゐるのは財政だといふよりなお話でございまして、財政を通して、やはり国民が結局恩恵を受けるというか、還元されてゐるということにならうかと思ひます。還元融資の二五％

のほかに残りの七五％のほうも、これは決して国民の利益以外にいくわけではございませんので、たとへばことしの財政投融資の中で一番重点が置かれたものは住宅でございまして住宅につきましては、ことしふえました金額の四分の一が住宅、約一千億これに集中しております。そういう意味で、決して国民の利益を離れるものではございませぬし、また、その拠出者の利益を無視してゐるものでもないといふふうに考へております。

○淡谷委員 ちょっとこれは違ふんじゃないですか。税金などの場合、国民全体から取り上げて国民全体のために使うのはいいけれども、これは特定な人間です。特定な人間が、税金以外に強制的に貯金してゐる金ですね。それが一点。

住宅のほうの資金と言ひますけれども、住宅資金の中で、庶民住宅と一般の建て売り住宅その他の事業としての住宅の資金あるいは大きなビルディング、こういうふうな形で使われてゐる資金との比率はどうなつておりますか。一般個々の庶民住宅というのは非常に資金に困つてゐる。

○廣瀬説明員 第二点のほうから、住宅の大きなビルディングのほうにとおっしゃいましたけれども、ビルディングに対する融資というものはございませぬ。国民の公営住宅あるいは住宅金融公庫の資金、あるいは住宅公団というものの資金に全部なつております。

それから、税金と違ふじゃないかということをおっしゃいましたが、これは税金のように強制徴収というものはございませぬでしようが、しかし、国民年金の場合は、これはほとんど税金的な強制でもつてお金が入つてくるのでございまして、しかし、これは各国民から負担力に応じて徴収する、そうして必要に応じて配分されるという一般会計の原則からすれば、税金とはなるほど違ひかもしれませんが、集中されました資金は、やはり国家全体の見地から最も効率的な高いところへ、きわめて慎重なバランスを見ながら配分されるという点では違ひない、その辺は同じように見て

もいいのではないかと考へます。た

だ、資金の特殊性ということは、やはり先生も御指摘だし、先ほど来大臣がおっしゃっているように、特殊性は尊重すべきであり、そういう意味で、還元融資というか、二五〇という数字が出たというふうに考えております。

○淡谷委員 このあとで要求が高まってきた場合に、還元融資の率をもっと上げるといったような意向は厚生大臣はお持ちかどうか、あくまでも現在の形でいいかどうか。

○鈴木国務大臣 私は、先ほど来申し上げておりますように、全体として国民福祉の向上に寄与するように運用してまいりたい、こう考えているわけでありまして、そのためには使途別の明細を被保険者の方々に明らかにする、そうして御納得がいくようにしてまいる、そのためには特別勘定の設定等、制度的にもそういう方向へ進みたい、こういう考えを持っておるのであります。いずれにしても、これは被保険者が一部政府の補助を受けながら蓄積している資金でありますから、被保険者が納得するように、また、この年金制度という趣旨に沿うように運用される、その中身がはっきり国民の前に明らかになって、納得するような制度として運用できるようにしたい、こう考えております。

○淡谷委員 これは大蔵省のほうでも税金と同じように考えたり、それから自由貯金と同じように考えないで、やはり特定の人が税金と同じような強制力を持つて取られた貯金なんですから、その使途については十分に御考慮願いたいと思うのです。さらにお聞きしたいのは、これは厚生省のほうにお聞きしたいのですが、長期の計画を立てておりますが、一万円年金というのは、一体いつまで合理的であるかという見通しです。いまのところは確かに魅力がありましよう。夫婦で一万円というのには魅力があるでしょうけれども、いまの物価の値上がり、その他のインフレの進行の状況では、この一万円年金が合理的である年は何年くらい続くかというのが問題なのです。この見通しはどうですか。

○伊部政府委員 国民年金法第四条によりまして、国民の生活水準その他に著しい変動があれば、これに対応するために年金額を改定するという規定がございます。第一回の再計算期にあたりまして、当年度との均衡をとりつつ、二倍半の引き上げを実施しようという原案になっておるわけでございますが、この一万円という金額は現時点における一万円でございます。したがって、実際に支給される時点におきましては、当時の生活水準、物価等を考慮して、今日の時点において一万円の持つ意義のある年金を支給するという趣旨が、国民年金法全体の趣旨と考えるのであります。

○淡谷委員 それはわかっているのです。ですから、現実的に、この一万円という目標が向こう何年か、何十年かという目標の問題です。これは局長ではちよつと無理かもしれません、大臣、経済見通しはいかがでございますか。

○鈴木国務大臣 何年ということをご自分で断定的に申し上げることは、かえって間違ひを生ずるのではないだろうか。これには、今後における一般の賃金の動向、あるいは生活水準の問題、あるいは物価の問題、あるいは生活水準の問題、そこで、政府としても新しい経済の長期計画というものをいま策定を急いでおるわけでありまして、そうすると、経済成長率が年率七分とか七分五厘とかいうようなことで、その際における物価なり、あるいは賃金なり、生活水準の上昇率なり、国民の所得なり、そういうようなものを十分検討して今後の長期経済計画を立てるといふことになると思うのであります。そういう十分な試算の上に経済指標を十分検討した上でないと、私が正確に近しいものをここで腰だめで申し上げるということでは、かえって誤解を生むのではないかと。要は、私も考えておりますのは、今日、夫婦一万円年金として生活のささえになるように、生活保障、所得保障の資になるように、こう考えております。その実質が将来の時点においても確保されるように、そういうスライド制等につきましても、十分今後はつきりした制度を確立するように努力したいということ、目下審議会等で御検討を願っておる、こういうことでございます。

○淡谷委員 そこで、十年後には経済情勢が変わって、一万円年金がかりに二万円年金になった。そのときには、保険料もやはり上がるのでしよう。それは一体何年間で保険料をスライドをして上げていくかということ、積み立て金の率の高さは、さつき局長からお話があったように、保険料はそれ以上上げない、大体その時点が来るとお思ひですか。ある一定の段階までいけば積み立て金が多くなるから、その金利のほうは給付の主たる財源になるので、保険料は料率を上げなくてもよろしい、こういうお話があったのですが、それは向こう何年間でですか。

○伊部政府委員 昭和四十六年以降の保険料の段階的引き上げの計画につきましては、いろいろ考へ方があるわけでございますが、一応午前中に申し上げましたのは、五十三年度で均衡をとる、平準保険料に戻ると考えておる。四百七十二円をもつて完全積み立て方式に戻るといふ考えでございます。また、今後の所得の伸び等に応じまして、年金給付等につきましても引き続き充実をはかつていく必要があるわけでございますが、この際におきまして保険料がどのようになるかということ、その時点における再計算によつて決定されていく、さうなことに相なろうかと思ひます。

○淡谷委員 それで、さつきお話しになりました昭和九十年度的における、成熟時における見通しですが、このときの物価その他の趨勢は、的確なものにはわからないでしうけれども、要するに何倍くらいになる見通しですか。これは大臣のほうからお聞きしたいほうがいいようですね。これは別に確な数字は要りませんが、物価が上がることはどうしても押え切れないのではないかとお思ひのです、急に上がるか、ゆつくり上がるか知りませんが、これもね。

○鈴木国務大臣 これは、午前中にも申し上げましたように、物価なり貨幣価値なりというものは、現在の時点でとらえた水準で推移をする、こういう前提の上に立つて九十年の恒常化の御説明を申し上げた次第でございます。

○淡谷委員 おっしゃる通りに、物価につきましても、やはり経済が欧米先進国並みの情勢に今後推移していくものだ、また、賃金なんかもうそういう傾向にある、こう思ひのであります。そうならた際におきましては、先ほど申し上げましたように、これができますれば自動的にスライドできるような制度にして実質の給付が確保されるようにすみやかにいたしたい、こう考えているわけでありまして。

○淡谷委員 給付をスライドするのはいいですが、そこで困つたのは、その場合は、積み立て金の額はスライドしないのでしよう。たとえば、予定しておつた五兆の積み立て金があった。これから出る利子によつて三千億円の給付をする。現在の物価が上がり、賃金が上がり、生活程度が上がる、この給付の額四千三百八十六億円というものはどうして間に合わなくて、かりに一兆円もしくは二兆円という金が必要の場合になったときに、今度は金利の三千億円というものの比重が違つてきます。他のものはスライド制によつて上げるとしても、積み立て金に依存する以上は、積み立て金はスライドできないのです。その矛盾は一体どうなりますか。一歩間違つたら積み立て金の利子がとつても間に合わないから、また料率改正ということも時点でも行なわれる危険性が多分にある。だから、五十三年度、向こう二十二年間に大体安定した保険料率を確定されたいとして、積み立て金利に依存する限り、物価上昇、生活向上に対する保証が非常にあふないのじゃないですか。しかもそれが少しぐらいではない。一千億円の保険料に対して三千億円以上というような三倍の比率を持つ原資ですから、このインフレの及ぼす影響というものは非常に大きいと思うのです。この矛盾はどうなさいますか。

○伊部政府委員 将来大規模なインフレが起こるといふことは考えてはおらないわけでありまして

が、物価がモデレートな形で上がることは十分予想できることとさせていただきます。その場合、いま御指摘のように、積み立て金がこのまま推移いたしますと五兆六千億円であるが、それから出てくる利子が給付に比して非常に少ないではないかという御質問だと思いますが、その点はそういうおそれはあるわけでございます。そこで、この法律によりまして五年ごとに再計算をいたすことに相なっておりますのでございまして、その時点における積み立て金を前提といたしまして、所得の伸びその他を考慮して、保険料の水準をまた新たに五年ごとにきめていくという問題でございます。先ほど申し上げましたのは、現時点におきまして現改正法案の給付を基礎にして将来を推計すると、かようなことになるという数字でございます。

○渋谷委員 それはわかるのですがね。わかりませんが、明らかに、そうすると、あなたはこの五十三三年で大体安定した保険料率ができる、こう言いますけれども、きまらぬじゃないですか。積み立て金そのものがスライドしない以上は、必ず金利所得の上で大きな穴があく。その穴を埋めるのは、一体政府が埋めるのか。あいた穴は全部政府が見るならいいです。保険料率をまた上げて穴を埋めるとなれば、これは金利どころじゃないのです。大体、大臣もさつき七分五厘くらいの経済成長率を見ておられますが、物価上昇率が六分五厘をこしたらもうだめでしょう。これは原資積み立ての効率は減りますよ。その見直しは一体どうなんですか。

○鈴木国務大臣 これは、物価の問題と賃金その他の所得の問題は関連があるわけです。物価だけ上がって賃金の伸びがそれに見合わないということであれば、それだけ国民生活は切り下げになるわけでありまして、さういふことは許されません。やはり物価に見合った賃金所得水準というものは、私は、労働者も確保する権利があるし、また、そのように労働政策としてもすべきものだ、かように考えるわけでありまして、したがって、ただいま年金局長から申し上げましたように、五年ごとに再計算期がまいるわけでありまして、さう

いう所得の向上なりあるいは生活水準の向上なり、そういうものと見合いながら、保険料の問題であるいは政府のこれに対する定額補助の問題等、総合的に検討されて、さうして実質的に、将来の給付の時点において夫婦一千万円の実質が確保できるように、積み立ての面でもできるだけの調整をやっていく。その場合に、渋谷さんは、ここで言っていることと違つて、さうすると保険料は上がることになるはせぬか、こういうことをおっしゃると思つておりますが、それは所得のほうもふえておる。これはこの年金制度としての計算をいたしますために、現在の貨幣価値なりあるいは物価なりというものは一応安定したものと計算をしておいておるわけでありまして、だから、所得がふえて、その所得の伸びに見合った積み立ての所得と保険料のあるべき比率というよりなもの、かりに所得がふえた場合に保険料が上がりましても、実質的には、負担はふえたものとは私は考えない。所得だけふえて保険料はそのままということであれば、これはそのとおり保険料は下がることになりまして、これは、所得の伸び以上に一定割合の保険料が増えなければ、私はこの計算の趣旨に反するものとは考えていないわけでありまして、要は、私も、この制度の運用にあたりましては、五年ごとの調整と、それから政府の国庫補助金等の負担等の責任において実質的には絶対保障する、このことはこの国会を通じて、国民年金の御審議を願うにあつて、はつきり政府の責任においてやるんだということをお願いしておきたいと思つております。

○渋谷委員 政府の責任においておやりになるのはけっこうですが、考えて落ちておるのは積み立て金の問題なんです。簡単な例で申し上げますと、これは一つの貯金でしよう。インフレの場合に、貯金の残高まで引き上げたことはいままでではないですね。したがって、確かに保険料率と所得はバランスがとれるでしよう。あるいは給付の金もバランスがとれるでしよう。その給付の基礎をなし

ておる積み立て金というものは、国民年金の契約者の貯金なんです。だからね。これが置いていかれちゃうのです。貯金をしたほどばか見るといふ考えを持つちゃうのです。同時にまた、その当時の物価その他に見合えば、三千億円という金利も非常に安くなりますけれども、これはスライドして上がる方法がありますか。一体政府がそれを見るときは、五兆六千億円の積み立て金をそのときの貨幣価値にスライドしていくという構想は、どうもはつきりつかないでいられないんじゃないですか。保険料率をある程度上げていくという気持ちは、その当時の物価に比例して行なわれることは考えられます。しかし、これも考えるのもほんとうはおかしいのです。五十三三年で大体安定したものが出るといふのですから、安定したままスライドしていくというのですから、やはり上がることになるのです。一番問題は、それまでに積み立てをした強制貯金はどうなるかという問題です。それによつて生ずる金利はどうなるか。保険というものはそこらにまみがあるものでしょう。従来の生命保険なり長い保険というものは、それでもうかつておるらしいのです。また、それで保険をつけた者は損をしておる。この間私の女房が、三十六年目で保険金がきたと喜んでいました。幾らきたかと言つたら、一千二百円きつたと言つておる。三十六年かかってです。これは戦争中の保険ですから特異な例ですけれども、将来を考えますとそんなことはあり得ないようですけれども、過去を考えてみれば、十年ごとにどんな一変動が起こつておるか。この積み立て金をスライドする方法はありますか。大臣。これがやはり重大な原資になっておるのですから。

○鈴木国務大臣 それは理論的には、積み立て金の価値についてのスライドというふうなことは、できないことは、理論的にはそのとおりであります。しかし、そのためにこそ五年ごとの再計算をやるのでございまして、そこで私どもは調整をしております、こういうことであります。また、先ほど私が申し上げたことは、五年ごとであつても、物価等の関係でやはりある程度の積み立て金につ

いては実質額が切り下げになる心配がある、こういう御指摘がありますが、さういふ面につきましても、給付時において政府がこの実質額を確保するように、この給付にあつて財政的な援助を与えなければ、この制度は、いま渋谷さんがおっしゃる通りに、非常に長期にわたるだけに不安なものである、老後のささげにならぬじゃないか、こういうことになるわけでございます。私も、この制度のようになっておる使命、さういふ制度の責任という面からいまして、その間に適切な措置を講じますと同時に、さらにまた、給付時において実質的な夫婦一千万円年金の給付が確保されるように、さういふ面につきましても、財政面についてできるだけの国として責任を持った措置を講ずる、さういふことであります。

○渋谷委員 適切な政策の手段と言いますが、これは厚生大臣のお考えとしては当然な話なんです。肝心かなめの大蔵省のほうで、一体積み立て金までスライドするような形はできないでしょう。さうすれば、調整するとなれば、勢いこの国民年金の契約者のほうに寄つていきますね。積み立て金が不足したら、将来において金利をはつきり確保するためには、もっと高い積み立てをしなればならぬというので、また保険料率のほうにかかつていくおそれが多分にあるわけです。これは大蔵省、いかがですか。いまの質疑応答の中で、厚生大臣は、九十年程度というこの成熟期における基準でいまの利益をそこなわないように十分配慮すると言いますが、それまで積み立てていったものの、物価その他における減価、これを補うだけの財政余裕が一体あると思われませんか。いまの価格で五兆六千億ですよ。現在からいへば一年分の予算全体の高ですがね。

○伊田政府委員 大蔵省の前に、年金保険の従来の実績を申し上げたいと思つてございまして、通常の生命保険等におきましては、契約した保険金額が、いかなる物価水準の変動がありましても、あるいは生活水準の変動がありましても、そのま

まの保険金額が支給されるわけでありまして。これに對しまして年金保険の場合におきましては、国民年金法第四條の趣旨もございまして、また、五年ごとの再計算といったような方法を通じて、実質価値を維持していくということでもございまして、たとえばこれを厚生年金の場合で当てはめてみますと、厚生年金が始まりました昭和十七年におきまして、平均標準報酬は七十二円でございます。当時の老齢年金は二五〇というところでございまして、かりにそれをそのまま横ばいにいたしますと十七円程度になるわけでありまして。それが昨年成立いたしました厚生年金保険法の一部改正によりまして、いわゆる一万円年金、現に支給されております年金にいたしましては、八千円ないし九千円といったようなことで、相当の倍率で引き上げが行なわれておるわけでもございまして。したがって、長期にわたり、かつ保険をプールし、いわば強制保険であります年金保険の場合におきましては、私保険とは相当違った考え方が働くし、働かざるものであるということも申し上げたいと思ひます。

○渋谷委員 これは非常にばく然とした答弁なんです。はつきり見えてゐるのは、九十年においては五兆六千億の積み立てが残るのでしょう。ですから、そこでこの給付が確かだとしても、いわば強制保険の減価は免れないでしよう。それまでスライドするかしらないかというのが問題です。これはしますか、しないのですか、積み立て金のほうです。

○鈴木国務大臣 九十年における五兆六千億とか、そういうことは、現在の物価なり貨幣価値なりが変化がない、横ばいでいく、こういう前提の上に立つておるわけでありまして。したがって、今後高度の経済成長が続いていって、所得もふえていく、それにつれて物価もある程度値上がりをしていく、貨幣価値もしたがって変化を来す、こういうぐあいになりました場合におきましては、五年目ごとにそういう要素を加味しながら再計算期の際に調整をしていくわけでありまして、した

がって、大きな経済成長を遂げて所得もふえて、貨幣価値もそれに伴つて変化していくということになれば、積み立て金の五兆円はあるいは八兆円になつてゐるかもしれない、そういうことでありまして、給付につきましても、その時点においてそれが同じ二万円年金といふと、金額で言へば一万五千円年金になるかもしれないが、しかしその実質は現在の同じ一万円で保障しておる実質額を確保できる、給付される、こういうことになつていけば、それでこの年金制度の目的というものは十分達成されるのではないかと、私はかように考えておるわけでありまして。

○渋谷委員 大臣、具体的にお話を申し上げたほうがいいと思ひますが、さっきの説明では、金高にしてくればいろいろ話がありましようけれども、比率からいへば、保険料が一十億、国庫の補助が五百七十一億、利子は三千一億という形でそのときの給付がまかなわれるのでしよう。大体一〇・五、三という比率ですね。大臣の答弁の場合は、この一年の保険料と給付の割合は、まあどうでもなると言うのでしよう。この三というばく大な比率を持つておられます金利の積み立て金の価値が下がつてゐるんじゃないですか。したがって、この給付をする場合、大体六割近い比重を占める金利を生む積み立て金というものが、途中で調整するといつても、経済変動による減価というものは、保険料率の値上げが政府の負担を増すことしかないじゃないですか。それを政府がおやりになるのかならないのかという問題、これは簡単にお答えになつても、過去の経済変動の率を見ますと、昭和九十年という年度はかなりの年度ですからね。物価の変動というものは、簡単に考えられないような大きな変動ですよ。いまのうちにそれではないけれども、九十年になつてから、これはだまされたいというような恨みをもつて一億国民に与えるようなことがあつてはならぬと思ひます。保険ではずいぶんひどい目にあつてゐますからね。この給付の原資が、積み立て金の利子に六割近く依存してゐるという形ですね。ここに非常な弱さを感じ

じるのです。大蔵省、どうですかその点、あなたのはうの御意見も聞きたい。

○平井説明員 先ほど厚生大臣から御答弁がございましたように、現在の計算による九十年の積み立て金五兆七千億というものは、現在の物価水準において現在の保険料なり国庫負担を行なつていふ場合、そういう計算が出てまいるということでもあります。そこで、中間の過程を飛ばしまして、かりに昭和九十年におきまして現在の国民生活水準が倍になつておつて、したがつて一万円年金の実質を確保するために二万円にしなければならぬ、そういう前提に立ちました場合に、確かに、おっしゃる通りに給付財源に不足を生ずるというところは明らかであります。ただ、その過程は、実はかなり省略されてゐる面がございまして、確かに先生のおっしゃる通りに国民の生活水準なりあるいは物価の上昇に見合つて給付水準を上げていく過程におきましては、先ほど厚生大臣がおっしゃる通りに、再計算の過程を通じて財源率の再検討が行なわれ、その結果あるいは名目的に見た保険料率なり国庫負担額は引き上げられる。そういう過程を通じて積み立て金の額も、五兆七千億ではなしに、その当時の段階においては当然その二倍には達するだろう、こういう考え方もあります。ただ、それが実質的に個人の負担の増加になるかどうかというところは、その過程における国民所得の伸びなり何なりにかかってくる問題でございまして、そういう国民所得の成長がないにもかかわらず、年金水準だけは倍になるということとはあり得ないということでもございまして、そういうことを前提として考えれば、実質的な国民負担の増加なくとも当然二万円の年金水準というものも可能でございまして、また積み立て金もそれに見合つて増加されるべきであらう、こういう考え方に立つておるわけでもございまして。

○渋谷委員 これは大事なことでありますから、私なお重ねてお聞きしたいのですが、あなたのおっしゃることはわかるのです。これは五十年先に接点を置きまして、五十年先に置きまして同じことな

んです。その間の物価の上昇がずっと続いている限りは、最初の積み立て金ほど価値が落ちておることは事実なんです。したがつて、現時点において計算した、この三千億の利子を生む積み立て金に漸次欠陥を生じてくることは事実なんです。そうしましたら、貨幣価値の下がつた分はどこかで補充しなければ、積み立て金の金利を生む基盤というものは失われます。しかも五十年後に給付が倍という見方がありますが、そこが大事なんです。倍ならばがまんできます。過去五十年見た場合どうなつてゐますか。まあ忘れてゐるからいいですよ。もしあの戦争当時にあれほど苦しんで生命保険を積んでおいて、その間に敗戦が入り、また日がたつてゐるから、千二百円の生命保険金を渡しても黙つてゐますよ。これは景気が興つた場合に国民は黙つてゐないです。五十年もたつて、たいいていあきらめちゃつて、また政府がやつたことかと言つてあきらめちゃつてゐるけれども、一体経済の変動がどれくらいになるかということはいまから見定めておきませんか、これはごまかしですよ。そう思ひませんか。実際老齢年金が成熟に達するのは九十年なんです。これはおかしきやうなことですけれども、成熟時がそうなんですから、それが中心なんです、そのときにおける経済の実態というものを把握しないでいま安易な改正をしても、将来大きな禍根を残すと思ひます。その点はどうか、大臣、これはむしろ、私は経済企画庁長官に聞いたほうがいいと思ひます。そうしましうか、きょうはひとつ保留しておいて。どうも答弁が出てこない。これは重要な問題ですよ。スライドの問題は、保険料率と給付金は幾らでもスライドができるのです。ところが、その過去に残した積み立て金というものは、スライドができないのです。できるはずがないじゃないですか。

○平井説明員 確かに、九十年の年代に至りまして初めて積み立て金の増額をはかるということになれば、これはたいへんな原資を要するわけでもございまして、早急に可能になるというわけではご

さいません。ただ、先ほど来申し上げておりますように、五年ごとの再計算の過程を通じて、今後の給付のために必要な原資を再計算するわけでございまして、その過程において積み立て金が不足しないように当然保険料率なり国庫負担というものをいたすわけでございまして、いま先生がおっしゃるような非常な大幅なギャップというものは、生ずべきものではないと私は考えております。もちろん二倍という先ほどの設例は、問題をきわめて簡単に申し上げたわけでございまして、私も、そういうふうに考えておるわけではございません。そういうふうに御了解願いたいと思います。

○淡谷委員 どうもあなたは、金を扱っているせいか、一文のことも知らないようですが、温泉の中で金魚を泳がせる方法を知っておりますか。これは初めから湯泉にぶち込んだら死ぬのです。水からやっております、少しずつ温度を高めていくと、かなり高い温度でも金魚は生きています。これは温泉における金魚の生息方法です。いま急に九十年の積み立て金のそれをカバーするような保険料率とすると、これはびっくりしますけれども、これを十年、五年あるいは三年と切つて、漸次その積み立て金の価値を補充していくというのでしょう。それは五十年かかって、被保険者が積み立て金の経済変動による価値減を補充していくことになるのではないですか。一挙に補充していくのは、これは大きな数字になる。だんだん刻んでいくと――私が言った金魚が温泉を泳ぐその方法をねらうということは、やはりだめです。漸次的にやろうと急激にやろうと、積み立て金の減額を被保険者の形でこれは埋めていく方法でしょう。政府が出すのですか。それとも積み立て金の減額は、たとえば五年後に一ぺん検討します、そのときに倍になったとすれば、そのほうが私はよっぽど実質的だと思ふ。減額分を補充しなければならぬからといって、これは政府の負担を増すか、被保険者の料率を改変するか、それしかないじゃないですか。そうじゃないですか。

○平井説明員 まあ先生のおっしゃるとおりでございますが、ただ、その過程の考え方としては、当然五年ごとの再計算の時期において、将来に向かって積み立て金の増加をはかっていくという形で問題は解決されていくわけでございまして、そういう意味で、先生のおっしゃるような非常な大幅なギャップを生ずるというふうには私どもは考えておりません。

それから、もう一つお答え申し上げますが、まあ、そういう形において将来の保険給付が確保できないかどうかという問題でございまして、これは少なくとも年金法のたてまえからいまして、国民の生活水準なりあるいは物価に著しい変動を生じた場合においては、国は責任をもつて給付水準を確保するということを言っているわけでございまして、その財源の問題としては、先ほど先生のおっしゃるに、保険料なり国の負担なりにおいてカバーされる、その点はおっしゃるのとおりでございます。

○淡谷委員 どうもあなたの考え方は納得がいけないのです。経済的な変動によつて起こる積み立て金の減額、これをやはり国がもしくは保険料率の改定によつて補うというのでしょう。将来にわたつて積み立て金をふやすのも、過去の分を補充するのも、結果において同じじゃないですか。過去において生じた減額なんですから、将来において補つていけば、いままでのものにプラス経済変動による減額補充というものが入ってきますね。これはきよりは少し無理ですね。大臣にでも来てもらつてやらなければしょうがない。

○平井説明員 ちょっと大臣にお答えいただくには技術的な問題であると思ひますので、私どもも答え申し上げておるわけでございまして、たとえば厚生年金につきまして、昨年度いわゆる一百万円年金の引き上げを行つたわけでございまして、その場合におきまして、各期間の積み立て金の若干の不足金というのを出しておるわけであります。けれども、その点につきましては、将来に向かつて国なり事業主なりあるいは加入者なりがみんな

分かつて負担をしていく、こういう考え方で行つておられるわけでありまして、その結果生じた若干の穴については当然今後において埋められていく、こういう考え方で行つておられるわけでありまして、したがって、同じように、かりに今後五年後にある程度の改定を行なうといたしますれば、この五年間の積み立て金の穴については、それからの政策でございまして、どういふ形で処理されるかはわかりませんけれども、いままでの考え方であれば、そういった三者負担というふうな形において、この場合においては三者と申しまして、事業主がございまして、国と加入者との負担においてそれを分かつていく、そういう形において処理されるわけでございまして、ただし、その結果として非常に著しい負担を国民に与えるかという問題からいへば、私どももいたしましては、国民所得の伸びに見合つてこういった年金水準の改定が行なわれる限りにおいては、そう大きな負担増にはならないものである、こういうふうな考え方をしております。

○淡谷委員 釈迦に説法かもしれませんが、厚生年金の積み立て金の状況を見ますと、四十二年は一億四千万円ですね。ちゃんと表に出ている。一億四千万円という積み立て金が厚生年金保険です。この本が間違つておるか知りませんが、これは健康保険組合連合会が出した本です。それが六十二年、これは積み立て金は、現在では当該年度分千七百五十三億で、四十二年から六十二年までの間に約一千倍です、このデータによれば、累積のこれで見ますと一年分では一億四千万円、六十二年で八千九百五億五千九百万、これは違つていますか。大体二十年間にこれくらいの変動があるんです。この趨勢で大体五十年後というのはどう変わつてくるんです。これもみんな埋めていくでしょう。国が埋めたか被保険者が埋めたか知りませんが、これは一体どうなんでしょうか。

○伊部政府委員 年金積み立て金の四十一年度の状況は、先ほど申し上げたとおりであります。三十九年、四十年の見込みは先ほど申し上げたとおりであります。三十九年度決算の結果の積み立て金は、厚生年金保険一兆九百九十六億、国民年金一千四百七十五億、合計一兆二千四百七十一億でございまして、ただいま御引用の資料は、この年度を西暦を使つておりますので、この点御了承いただきたいと思います。

○淡谷委員 これは一九四二年という意味ですか。それにしても二十年間は二十年間ですから、西暦でも日本のあれでも同じことです。これだけの変化があるのです。初年度は一億四千一百万円、それが二十年後には千七百五十三億一千六百万、これが経済的変動の実態じゃないですか。そうしますと、一億四千一百万という当該年度分から四十二年の二億三千五百万円、これだつて倍までいかないからちょっと感じません。その次はやはり五億二千八百万、順次上がつていきますと、そのときはちよつと思つておられるかもしれませんが、二十年間には千七百五十三億という金ですね。ずつとこれは穴を補充していつていくのでしょう。積み立ての減額は補充していつていくのでしょう。一体五十年後における積み立て金の大きな減額を、政府が埋めますというはつきりした確言ができますか。

○伊部政府委員 この資料でまいりますと、一九四二年から今日に至りますまでの間、非常に大きな物価の変動が起こつておるわけでございまして、これはその間に、申し上げるまでもなく大きな戦争、あるいはそれによる荒廃があつて、それが大きな原因になつておるわけでございまして、今後の五十年間におきまして、さやうなことはやはり予想すべきでないと考えておるのでございまして、かつインフレの高進に伴ひまして、賃金もまた非常に上がつておるのでございまして、それによりまして、それらを基礎にいたしまして、昨年の厚生年金の際の改正案における再計算に基づきまして、先ほどの三十四兆という数字を申し上げた次第でございまして、したがって、今後の動き



といましては、物価あるいは所得の伸びを考慮しつつ給付水準の引き上げをはかつていくことにならうかと思いますが、それに伴い、その時点における積み立て金の基礎として適正な保険料の算定をしていくことにならうかと思ひます。

○渋谷委員 今後における大きな変動を見るべきじゃないと言ひますが、見ないことは変です。起こることは起こるんですよ。それは見通しの問題なんです。国民は、政府が起こらないと言へば起こらないと思ひかもしれませんが、政府のいかにかわらず起こることは起こります。これは経済の法則で、しかたないじゃないですか。これは非常に長期にわたる経済変動の見通しの問題もあり、また、もつと責任のある大臣の答弁も、財政に関する問題ですから必要ですので、きょうはひとつ保留しておきます。

○田中委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会